

東京都受動喫煙防止条例化に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成29年12月21日

提出者

2番 ひがし まり子

3番 大野 あつ子

4番 深田 貴美子

15番 蔵野 恵美子

16番 小美濃 安 弘

22番 山本 ひとみ

## 東京都受動喫煙防止条例化に関する意見書

東京都は、平成30年第1回定例都議会において、「東京都受動喫煙防止条例(仮称)」を制定するとしている。

本年9月に公表した「東京都受動喫煙防止条例(仮称)の基本的な考え方」では、施設ごとの規制範囲や罰則付きの条例を目指すこと等が示された。

受動喫煙防止対策は、都民の健康増進の観点はもとより、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会のホストシティの責務としてその対策を一層推進していくべきものである。

一方で、その対策は、さまざまな分野の経済活動や都民の暮らしに広く影響を及ぼすとともに、関係事業者の理解と協力があって、初めて実効性が担保され、効果的な対策となるものである。

また、現在、国政において法制化の議論が行われており、規制基準のあり方等を含め、さまざまな観点から慎重な議論が取り交わされている最中である。

よって、武蔵野市議会は、都が受動喫煙対策条例を制定するに当たっては、東京の実態に即した、多くの都民の理解と共感を得られる受動喫煙防止条例となるよう、下記事項を要望するものである。

### 記

- 1 東京都は、各市町村と十分協議すること。
- 2 都が実施してきた、分煙補助事業、店頭表示等との整合性や、それらの諸対策を着実に実行してきた各種業界や都民等の意見も十分踏まえて慎重な検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月 日

武蔵野市議会議長 本間 まさよ

東京都知事あて